

(案)

柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう施術療養費
支給申請書内容点検業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう施術療養費支給申請書内容点検業務に
ついて、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の各号に掲げる、茨城県内の全市町村の国民健康保険における柔道整復
師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術を受けた場合の療養費に
係る支給申請書の内容点検業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを
受託する。

- （1）柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう施術療養費支給申請書とその
関係書類（以下「申請書等」という。）のデータ化
- （2）申請書等の内容点検
- （3）被保険者照会及び啓發文書の作成及び送付
- （4）施術者への文書による疑義照会
- （5）（3）及び（4）の業務に伴う問合せ対応

2 乙は、委託業務を実施するにあたっては、別添の仕様書に従って行わなければならない。
い。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。ただ
し、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除が
あった場合は、この契約は、解除できる。

（就業時間）

第3条 委託業務は、原則として甲乙の就業時間内に行う。ただし、土曜日、日曜日、国
民の祝祭日及び甲乙の年末年始休暇は休日とし、委託業務を行わないものとする。

（委託料）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、
円（うち消
費税及び地方消費税 円）とする。

（委託料の支払時期）

第5条 委託料は、各四半期の終了後、委託料の額の4分の1の額を、乙の請求により支
払うものとする。乙の請求時期は、各四半期終了の翌月15日までとし、甲は請求書を受
理した日から30日以内に支払うものとする。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、第1四半期から第3四半期まではこれを切り捨てた額とし、第4四半期は当該切り捨てた端数の合計金額を加算した額とする。

3 甲の責に帰する事由により第1項の期限内に支払いがなかった場合、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約保証金）

第6条 茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項第6号の規定により、契約保証金は免除する。

（損害賠償）

第7条 乙は、故意又は善良な管理者の注意義務を怠ったことによって機器等の全部又は一部を毀損し、又は滅失したときは、当該物件の原状回復の責めを負うものとし、その経費は甲に請求できないものとする。

（実績報告）

第8条 乙は、委託業務が終了したとき、その他必要があると認められる場合には、様式第1号により、速やかに業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

（適合の検査及び通知）

第9条 甲は、前条の規定により、乙から業務実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務内容がこの契約に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、様式第2号によりその旨を乙に対して通知するものとする。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1）この契約に違反したとき。
- （2）支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
- （3）銀行取引を停止されたとき。
- （4）手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- （5）公租公課の滞納処分を受けたとき。
- （6）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。

- (7) その他客観的事実に基づきこの契約を継続することができないと甲が認めるとき。
- 2 前項の規定による解除により乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

(再委託の制限)

第 11 条 乙は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(権利・義務の譲渡禁止)

- 第 12 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 4 に規定する金融機関に対して、売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第 54 条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、契約事務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、委託事務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係規定の順守に関し必要な措置を講じなければならない。

(著作権)

第 15 条 乙がこの委託事業により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

(疑義の決定)

第 16 条 甲及び乙は、相互に協力の上、本契約を信義誠実の原則に基づいて履行するものとし、本契約に定めのない事項及び疑義の生じたときは、協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第 17 条 本契約に関する紛争の第一審裁判所は、甲の所在地を管轄する裁判所とすることに、甲乙はあらかじめ合意するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 7年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

様式第1号

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

委託法人等所在地

委託法人等名

委託法人等代表者名

柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう施術療養費
支給申請書内容点検業務実績報告書

令和7年 月 日付けで締結した「柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう施術療養費支給申請書内容点検業務委託契約」について、別紙のとおり業務を実施いたしましたので、同契約書第8条の規定により提出いたします。

様式第1号 別紙

柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう施術療養費

支給申請書内容点検業務の実施状況

(令和 年 月～令和 年 月実施分)

実施業務	実施業務の内容、件数等

様式第2号

第 号
令和 年 月 日

委託法人等名

委託法人等代表者名 殿

茨城県知事

柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう施術療養費
支給申請書内容点検業務委託契約業務の履行確認について（通知）

令和7年 月 日付けで締結した「柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう施術療養費支給申請書内容点検業務委託契約」について、令和 年 月 日付けで提出された業務実績報告書により業務内容を検査したところ契約に適合すると認められるので、同契約書第9条の規定により通知します。